

安平町総合計画 後期基本計画に関する意見募集

安平町総合計画は、「基本構想」・「基本計画（前期・後期）」・「実施計画」の3つで構成しており、基本計画については基本構想期間の前期5か年、後期5か年に分けることとしています。

町では、合併時に策定した「新町まちづくり計画」を基本にして、合併後の平成19年3月、町が目指す将来像や施策の大綱、重点プロジェクトなどを定めた安平町総合計画基本構想を策定しました。

基本計画（前期・後期）については、基本構想の実現に必要な施策や事業を分野別に体系化したもので、前期基本計画は前段の基本構想策定時にあわせて策定しました。

この度策定する「安平町総合計画 後期基本計画」は、前期基本計画の取組状況、社会情勢や財政状況等の変化、各種個別計画との整合性を図った内容となっています。

今後、安平町が目指す「まちづくり」を進めるにあたり、この計画案に町民の皆様の意見を反映するため、意見提出手続制度「パブリックコメント手続」を実施しますので、計画案につきまして、お気づきの点やご意見をお寄せください。

問合せ 企画財政課企画グループ ☎② 2751

■ 募集要領 ■

意見を募集しようとする資料 「安平町総合計画 後期基本計画」（案）

※この資料は、企画財政課及び追分住民総合相談室、追分公民館、安平公民館、早来公民館（町民センター）、遠浅公民館、町ホームページで閲覧できます。

※町ホームページをご覧になれない方は、企画財政課企画グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。

意見の提出方法及び場所

備付の提案書（意見記入票）をご利用ください。提案書（意見記入票）と同様の項目を記述している場合は任意による書面でも構いません。

①持参の場合：企画財政課、追分住民総合相談室へ提出してください。

②郵送の場合：企画財政課へ郵送してください。

（〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場 企画財政課企画グループ）

③ファクシミリの場合：提案書を企画財政課（FAX② 3006）まで送信してください。

④電子メールの場合：提案書を添付またはメール本文等により企画財政課へ送信してください。
（kikaku@town.abira.lg.jp）

⑤町ホームページの場合：『パブリックコメント』を開き、その要領に従い意見をお寄せください。

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受付しません。

募集期間 平成24年12月3日（月）～12月27日（木）17時15分

持参する場合：月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分

郵送の場合：当日消印有効

ファクシミリ・電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

※募集期間の締切日は17時15分まで。

対象者 安平町内に住所を有する高校生以上の方

公表及び応答 意見集約後、寄せられた意見と町の考え方について、企画財政課及び追分住民総合相談室、町ホームページで公表します。

※必要に応じてご意見をお寄せいただいた個人に対しましては、原則として書面で応答並びに町の考え方等を説明します。

その他 提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。